

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更案（第1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の追加等）の意見・情報の募集について

平成29年11月28日
水産庁管理課

この度、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（第1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の追加等）案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

本案については、平成29年11月29日の水産政策審議会において諮問の上、妥当である旨の答申がなされ決定した場合の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画をもとに変更することとしています。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正により、第1種特定海洋生物資源として「くろまぐろ」が指定されたことに伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更を行い、くろまぐろの漁獲可能量等を内容として海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について定めることとします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

水産庁資源管理部管理課資源管理推進室

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-5510-3397

水産庁資源管理部管理課資源管理推進室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成29年11月28日～平成29年12月15日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更案
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐる」について（案）
- ・変更の概要
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更案 新旧対照表
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画